

2006.7.31 第3回「コミュニケーションとしての研究倫理」

【司会】前半

(聞き取り不能)ということで、その後ディスカッションに移りたいと思っております。それでは、さっそく本学の応用人間科学研究科の望月昭先生にお話をさせていただきます。よろしくお願ひします。

【望月昭】

コミュニケーションとしての研究の倫理： 行動的対人援助の研究の現場から

立命館大学応用人間科学研究科

望月 昭

今回、このシリーズで人間科学研究所として研究倫理を考えるというのは、背景としましては、立命館大学全体の研究倫理委員会が今立ち上がろうとしていることがあります。そのワーキンググループ的な意味合いも持つということがひとつあります。いきなり、どこかで作ってしまってポンと出すというのではなくて、完成までに色々な議論を公開して、こういう文脈でこういうものが必要だという趣旨等について共有していく必要があるだろうということです。今、各大学で研究倫理委員会がほとんど出来ていまして、うちは後発ということになるのですが、その分、何かもう少し考えたものをつくれないうか、という背景があります。

私自身は、研究としては、いわゆる障害のある個人、特に知的障害のある人の自己決定の問題とか、広くコミュニケーションの問題をずっとやっております、それをやる中で、倫理的な問題には非常に日常茶飯事のようにぶつかっているわけです。そういうなかで「研究をするということは何なのか」ということをしょっちゅう考えますし、応用人間科学研究科の学生に対する教育でもそのことは非常に基本的な問題になっています。

研究倫理と言いますと、研究とは別に何か横にくっつけた特別な措置のような印象もありますが、実は研究倫理を考えるということは、まさに研究の目的そのものを考え直すということでもあるわけです。昨今、研究費流用など日常で色々な問題が起こっている、こういうなかで研究倫理を考えようという、あまり狭く考えすぎてしまうというか、何か罰則規定をつくれればそれでいいのかというような流れになるのを恐れまして、深く、広く考える時間を持たないかということを考えています。

もちろん差し迫った問題でもあるので、せめて、そういう大きな問題として研究倫理を考えるスタンスがあるということ、それを基本に、各論としての具体的な規定を考えていくというふうに、作業を進められたらと考えています。今日は、今お話しした背景と人(理科系で言うとヒトの種というようにカタカナで書きますが)を対象とした研究、とりわけ臨床を含めた応用人間科学研究科のベースであります、「対人援助」に関する研究・実践において、倫理的議論の対象となる研究の意味を改めて確認してみようということです。

申し上げましたように、私は、個人的にも「倫理的課題」にしょっちゅうぶつかっております、どんなところで困っているのかということをお話したいと思ひます。そして、

全体的に、今後のこの倫理的課題への対応というのがどんなスタンスや方向性を持つのかということ、今までの感想と言いますか、雑駁な方向性なようなものになると思います。がそうした話しになりますが、どうぞご了解ください。

研究「者」倫理と「研究」倫理

倫理的ルールですが、いわゆる臨床・発達・教育系の研究をする場合に、以下の3つの原則が一般的に示されています。「インフォームド・コンセント」、「プライバシーの保護」、「研究のフィードバック（成果の公表も含む）」です。『心理学・倫理ガイドブック』（発達心理学会、2000）という本がありまして、心理学の実験をする学生や応用人間科学での修論をやる前にはこれを必読書としております。われわれは、この3つの原則を基本として考えていきますが、最近の流れとしてはどういうふうな受けとめられ方をするのかというと、研究倫理ということが「研究者倫理」となってしまうように思います。例の研究費流用など、不祥事もけっこう起こっています。そうすると、研究倫理を考えるということは、うっかりすると、何か研究者個人のモラルのようなものに帰属するかのような論調があるのではないかと。そして、研究倫理をルールとしてつくるとか、明文化していく機能は、もっぱら非倫理的行動を「罰」とか「負の強化」（罰を避けるために維持されている状況）の随伴性と言いますか、行動に伴う結果のあり方としてそういったネガティブなもので減少させていくためのルールというようなニュアンスがあるのではないかと。これは行動分析の基本的な原理ですが、罰や負の強化による（嫌悪的刺激を用いた）人間の行動に対する統制というものは、一般的に逃避、回避、攻撃というものしか生まない。そして、攻撃的な対抗制御（カウンターコントロール）というものを生んでしまう。罰による、あるいは負の強化によって統制される、つまり嫌々ながらそれに従うという状況が不可能な場合には、たとえば最近のJR西日本の事故で運転手さんがオーバーランのミスをして、また罰をくらうというようなそんな状況で行動が統制されている場合には、適応的行動がとれないで、ただパニックになってしまう。アクチベーション・シンドローム（Activation syndrome）という用語がありますように、適正な行動がとれなくなってしまうわけです。

極端な言い方かもしれませんが、これからかたちをつくらうとしている倫理委員会とか、倫理規則のようなものが、単に非倫理的行動禁止条項の羅列のような倫理規定のつくり方で、はたしてうまくいくかどうかということです。ちょうど交通違反をしてしまった時に、「チクショウ、運が悪かった」のような感じの規則になってしまう。そうすると、それを積極的に遵守するという方向にもならないし、うっかりすれば、罰を避けるための逃避的行動、そのひとつである隠蔽などの方向の行動ばかりが目立ってしまうようなことにならないかという心配があります。

では、「倫理的行動」とはどういうことなのか。現在、ここで研究者倫理とか、研究者の行動倫理と言われているものの内容を見ますと、結局、「非倫理的行動をしないこと」であるという位置づけになっています。必ずしも、積極的に倫理行動を促進するような状況や仕組みではないという印象があります。そうしたなかで我々が対人援助ということを考える時に問題になるのは、研究者と対象者の関係です、今日はこの辺りをいちばん焦点化してお話ししていこうと思います。

非倫理的行動をしない、つまり、先ほど言ったような消極的な意味づけのなかでは、も

う研究者と対象者というものが、極めて対立的な構図として位置づけられてしまう。これは、これまで2回の研究会でもありましたように、対象者の権利が基本的なテーマであることは当然ですが、「研究者の保護とか、研究者の権利の問題とはどうなるか」というような発言が出た時に、フロアーからも、「ここで研究者の権利の問題が出てくとは思わなかった」と、今はそういう時代ではないでしょ、というような言い様があって、対象者の権利と研究者の権利は、一種のトレード・オフ (trade-off) のような位置づけができてしまっているような感じがします。たしかに対象者の権利を守ることが大事であることは言うまでもないのですが、そういう対立的な図式の中で、研究者個人の行動を、対象者の権利と相容れないトレードオフなカタチでとらえてしまう見方は、(研究の本来の意味を問うという基本的倫理問題の) 本質から外れてしまわないか。ただただ「べからず集」みたいなものが研究者に押しつけられる結果になってしまうのではないか。こういうふうに話をしていると、もうすでに抵抗を感じている方もいらっしゃるかもしれません。研究者が今まで好き勝手なことをやってきたというのをどう押さえるかというのがこのテーマなのだというように、なんとなく常識的な、ポリテリカル・ジャスティスというカタチができていくような気がします。本当にその図式の中でやっていってもよいのかという問題があります。いわゆる研究促進と対象者の利益というものは、トレードオフではなく、共に増大するための仕組みというカタチでの枠組みを考える必要があるのではないかと考えます。

研究倫理を考える図式というのは、実はそのことを増大するような機能を持っている必要があるのではないかと考えます。具体的にはどうなのだとおっしゃればはつきりしたものがありませんが、そういうつもりでやっていかなければ、先ほどのうっかりすると「JRの日勤教育」のようなルール集のようなものができてしまうのではないかと考えます。

対人援助の研究倫理

ここからは、私の専門と申しますか、今までの対象であった障害がある個人に対する対応に関する、いわゆる「対人援助」と言われるような実践研究をする場合のことを念頭にお話ししていきたいと思っております。ご紹介するコンテンツは、私の授業でいうと、「応用行動分析学」と「行動分析学特論」の2005年から2006年あたりの内容です。

研究・実践の意味

行動分析学の基本的作業は「記述（記録）」であると言われる。

その内容

・対象となる個人（あるいは集団）の行動（従属変数）と、それに関わる環境設定（独立変数：教授内容・援助環境）の関係を公共的な形で表記すること

研究：それは言語行動である

このような内容を記述する行動（コミュニケーション）の機能はどのようなものか？

機能：いったいどんな強化随伴性がそこにはあるか？

9

図 1. 研究とは何か？

研究倫理の基本を考えるという趣旨のもとで私が言っていることは、なぜそもそも発

表、あるいは研究をするのかという問いに始まります。そこで、積極的に「公正さ」が求められる理由というのは、本当は何なのかということを考えていくわけです。研究実践の意味とは、私の専門である行動分析学という立場であるので、そのような書き方をしていますが、基本的な作業とは、記述、記録をとるということであると（図 1 参照）。その内容とは、対象となる個人あるいは集団の行動（従属変数）と、それにかかわる環境設定（独立変数）ですが、これらは後でお話しをする「教授内容」とか「援助環境」というものがそれにあたります。その個人の行動と環境との間の関係を公共的なかたちで表記することが仕事の基本である。ここで表記すること（記述していくこと）は、メモをとるという意味ではありません。研究はあくまでも言語行動であるということを中心に強調するものです。言語行動である以上、聞き手がいるわけで、聞き手によって我々の言葉で言う「強化」を受けて、それが存続するというような構造であろうというわけです。では、そのような内容を持つ行動、ここではコミュニケーションと一括して言いますが、その機能とはそもそもどういうものなのか。そういうことを報告して、我々はどのような結果を経てその行動を維持しているのかどうかをたえず考えようということです。

行動分析学の特徴は、対象に対する行動の分析の枠組みを、そのまま我々の研究者、あるいは、実践者の行動の仕組みの枠組みも使えるという便利な点にあります。そのことは、まさに自分が一体何でやっているのかとか、何で評価されてこのことをしているのかということもたえず考える材料となります。

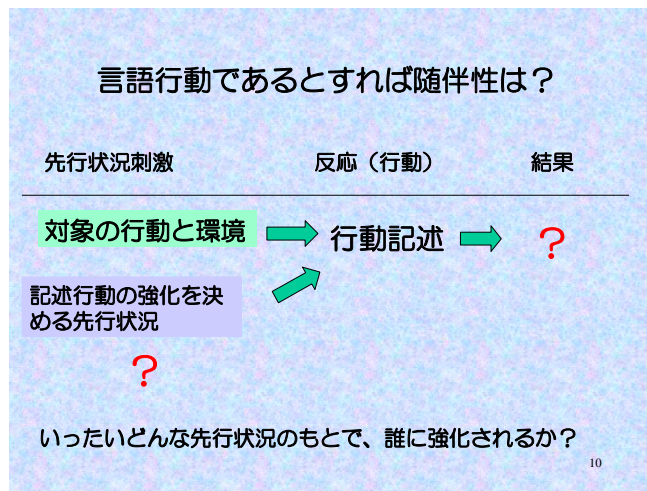


図 2.
行動記述（研究）行動の随伴性

図 2 は、（研究という）言語行動について、その随伴性、要するにその結果はどういうものかという図式です。先行状況の刺激があつて、我々の行動があつて、結果は一体何なのか。こういう図式でたえず我々の研究行動を考えようということです。先行刺激としては、まず記述する対象となる行動と環境との関係があります。もちろん、それだけが動機になるのではなくて、先行刺激としては、その記述行動の評価、つまりそれを支えるものを決める先行状況（確立刺激：Establishing stimulus）が色々あります。そのもとで行動記述をして、何らかの結果を得るということになります。この場合に、一体どんな先行状況のもとで誰に評価されているのか。我々の行動は何で維持されているのかということについてたえず考えなければならないということから始まります。先行刺激の中には、例えば、卒論、修論の締め切りの指令とかいうものが入ってきます。そして、行動を記述した

結果というものは、先生からの「評価」「成績」というものである場合があります。それから、もちろん本人のプロモーションのような評価になる場合もあります。この結果が言語行動を維持していくわけですが、対人援助にかかわる実践・研究について考えてみます。

ここで、言語行動がどのように機能していくかということを考える時の、対人援助の三つの機能についてご紹介します（図3参照）。

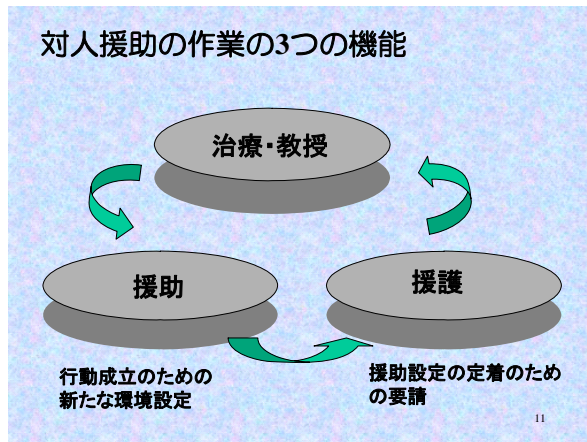


図3
対人援助研究（実践）の3つの機能

対人援助の実践では、「治療・教授」と言われるものと、「援助」と「援護」という三つの機能があると考えます。「治療教授」というのは、いわゆる対象者、知的障害などがある人に対してリハビリテーション的なことをする。一般的な数値に近づけるために何か教えていくという本人を変える方の作業です。「援助」とは、行動成立のための新たな環境設定です。これは対象者本人を変えるということではなくて、それがあれば、ある種の行動が成立する、そのためには一体何が必要か、そういう今までなかった環境設定を導入する作業を「援助」と言います。一般的な「援助」ではなくここではそのようなものに限定します。そして、今までになかった環境設定ですから、それが現在ないので個人なり、あるグループの人が行動できないということであれば、それを社会に恒常的に配置してもらうような要請の作業が必要になってくる。これを「援護」と言います。

対人援助はどういうふうに行なわれてきたかと言うと、この三つの作業がぐるぐる回ると言いますか、連環的な作業で進展していくものと考えerわけです。とりわけ最近のやり方としては、障害のある人に関する対応としては、まず援助設定というものを優先します。本人がリハビリテーションで、いわゆる「同化」していくという作業をするのではなくて、何かしら環境設定の変更をしていく。それによって、先送りするのではなくて、可能なかぎり「今、ある行動を成立させよう」というわけです。そうなるとう当然、重要なことは、この援助作業に伴う「援護」です。社会にそうした環境の定着を要請するというのは不可欠な問題になってくるわけです。それが一応認められた段階で、そのことを前提に、新しい個人の適応の作業（＝治療・教授）をしていく。これがぐるぐる回ってだんだん本人の負担が少なく、色々な行動の選択肢が増えていくという発展があるという図です。こういう図式のもとに、対人援助にかかわる色々な作業や研究を行っているわけです。

次に、今言ったような作業を考えつつ、今までいわゆる障害のある人に対する「トリートメント」（対応）というものがどんなふうになされていたかというのを表わす図ですが、これをコミュニケーションの流れとして表わしています（図4）。

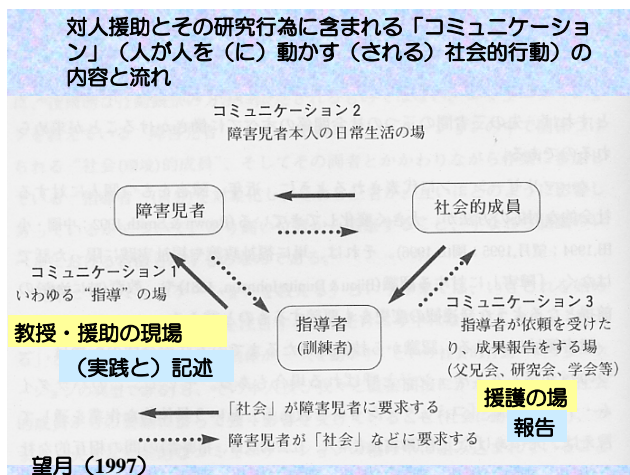


図 4. 対人援助にかかわるコミュニケーションの流れ (望月,1997)

コミュニケーションとは、人が人を動かす、あるいは、人に動かされる社会的行動であると考えています。これは 1997 年当時のテキスト (望月,1997) に描いた図式です。ここでは、いわゆる「コミュニケーション指導」と言われているものは、(先に述べた「治療・教授」の作業のみではなく) 実践・研究を行う「指導者」(訓練者)、対象者(障害児者)、社会的成員、という三者間のコミュニケーションとして行なわれているのだということを示したものです。

先ほどの「教授・治療」に関する問題は、ひと頃、障害者に対する特殊教育などでメインな作業になってきたわけですが、そこではコミュニケーションの流れはどうなったのかと言いますと、我々は依頼する(クライアント)人間に頼まれて、障害児者の行動を変えていくコミュニケーションの流れがあったという図式です(図中の実線の矢印)。それに対して、「援助設定」を優先していくという作業は、単に環境を変えていくというと簡単に聞こえますが、このコミュニケーションの流れで考えると、それまでの方向とは逆の流れを作る(という、しんどい)作業が含まれていることがあり、むしろその作業がメインになる場合が多くなっているわけです。

障害児者(対象者)と「指導者」のあいだで作業をする過程で、これがあれば、この人はこういうことができるのだということが発見された場合、それを社会的成員に伝えていくというかたちになります。一般的な社会的成員である場合もありますし、時によっては、障害者の教育や福祉的な場面で、対象個人にトレーニングをしてくれとか、言語訓練をしてくれとか、そのように(教授作業の注文を)われわれ「訓練者」に注文を出してきたクライアント(対象者の保護者や援助組織)に対して、むしろ逆に、こちらから注文を出していくという事実が出てくる場合があります。20~30年前から対人援助の中での仕事というもののメインになっているものが、教授治療から「援助」に力点が変わってきたことは、このコミュニケーションの流れが変わってきたというふうにも表現できるのではないかと思います。

対人援助の実践場面において、これまでの事実報告というのは、「治療・教授」を中心に、本人の行動を変えて社会的適応に成功するというのが、割りと一般的な内容であり、とくに我々心理学をやっている人間の持分のようなものであったともいえます。そのような場

合には、クライアント（注文主）から素直に社会的評価を受けることになります。ところが、これまでになかった「援助設定」の同定に成功したというかたちで研究が成立することが、最近の流れとしては多くあるわけです。この場合、もしも、クライアントの方はあくまでも本人の側の、適応のための作業を求めているような場合には、我々は必ずしも評価を受けないことになるわけです。

そこでいくつかの問題が起こってくるわけです。我々としては、だからこそ公正さをチェックするような学会等で発表する必要が出てくるわけです。対人援助を学ぶ学生には、発表があってこそその実践なのだということを、先ほどの適応的な方向（＝「治療・教授」）から、「援助」を中心に考えていくような対人援助にはどうしても必要なのだというところを強調していくわけです。「治療・教授」の作業で、現在の環境に適応させるだけなら、それがうまくいった場合、狭いクライアントと援助者の間の世界で完結するので、実はあまり発表しなくてもいいわけです。ところが、「援助設定」が必要だという場合には、報告しなくては話にならない。これが必要なのであなたの方が変わってくださいということを発表することになる。そこで、最低限度の条件として、報告の説得力が必要となるわけです。ここで初めて研究の「公正さ」(integrity) や FFP、要するに発表した内容というものが、力を失わないようなルール、いわゆる研究倫理の非常に基本的な部分というものが効いてくるわけです。そのために守らなければならないのだよという積極的な動機が生ずるということです。

「対人援助」における対象者に対する倫理ですが、まとめて言いますと、研究の目的そのものにかかわる問題であって、申し上げたように、研究プラス横っちょに研究倫理があるという問題ではないのです。そうではなく、対象者の利益、つまり行動の選択肢の拡大につながる、そのためのコミュニケーションの新しい流れに対して、研究行動が一致しているのかどうか問題だということです。このところをきちんと明示しておかないと、この対人援助領域の研究倫理としては不備なものであるということです。

「対人援助」という危うい領域

ただし、対人援助だという点で、逆に危ない点というのがあるわけです。それは、APAのマニュアルにも書かれていることですが、援助している研究者の信念が「公正さ」を逆に阻害してしまう場合もあるということです。もちろん、それ（公正さを持たない報告）は長期的な意味で「援護力」を失ってしまいます。

そして、あまりにも信念が強くて、対象者となる本人の援助要請の有無を確認しない、あるいは継続的な研究の中で、「もうやめてもらいたい」というような機会を十分に与えていないということが、いちばん問題になるのではないかと思います。

この当事者と“善意の研究者”との関係のチェックシステムというのが、実は近年いちばん我々の領域で問題になっていることです。直近の援助者、つまり代理人（クライアント）ではなくて、対象となる当事者自身から援助実践に関する「対抗制御」（坂上,2004）として、「悪いけれどそれはもう（その援助は）いらないよ」というようなコミュニケーション回路をきちんと保障しているかどうか、ということです。このことは、技術的にももう少しつめる必要があるのではないかと思います。僕はその辺を専門にやってきました。ここに文献を挙げていますので参考にさせていただきたいと思います（Nozaki &

Mochizuki,1995: 望月,2000)。例えば、非常に知的障害が重くて、一見代理人に頼らざるを得ないというシーンがあって、つい我々もそれに寄りかかってやってしまうところがありますが、本当は技術的には当事者に「もういらないよ」というメッセージを得ることは、（理念だけではなく）かなり合理的な手段を使ってモニターすることができるのです（Nozaki and Mochizuki, 1995）。

具体的な倫理的問題

最後に研究倫理にかかわる実例で、我々は実際に何に困っているのかということをお話します。

まず学会からクレームやストップがかかるということがけっこうあります。我々が障害の重い人に対して「要求言語行動」や「自己決定」を教えるというときに、これらは非常に古い福祉体制の組織でやった研究なので、対象者が要求したり選択する内容に現実的には制限がありました。それについて、米国の査読者から、この研究はそういう非常に古い体制の環境だからこそできる研究ではないか、と批判されてなかなか採択されなかったことがあります。われわれとしては、研究発表を通じてそうした状況を（環境設定の新設を要請する「援護」の意味としても）告発するという意図もあったのですが、すでに対象者に対する権利の配慮がないという批判です。

それから、研究の成果が、直近の援助者（グループ）からストップをかけられるというシビアな場面もありました。我々が対象者に対応している時に、その「能力の証明」が福祉的サービスの定義（障害が重いがゆえに支給される補助金など）を低減させてしまう可能性があるというクレームです。この人はこんなにできるはずがないと。我々は、これがあればできますよという「援助設定」を込みにした実践で実現しているわけです。それは、個人の能力が拡大したというか、環境整備と込みで問題にしているのに、ともかくこれは発表されては困るよというクレームを受けた場合があります。

もう一点は、これは、対人援助の「援助設定」の同定のための実証的研究について、しばしば問題になるもので、これが一番、われわれ実証的研究をするものにとって考えるべき課題です。具体的には、重複障害のある成人を対象者として、携帯電話の使用の可能性に関する実践研究において体験したものです。それ（携帯電話の使用）を、彼らの生活する環境の中に常駐させられるのか、お金を払っていけるのかというのが基本的な問題だったのですが、その可能性がないものについて研究（＝発表）されては困るというものでした。我々は、実は「援護」の部分、携帯電話の料金について障害者に対する割引をさらに要請するという作業（＝援護）を込みに、一定の勝算を前提に研究計画を考えてきたのですが、それはあくまでも不確かなものであるから、「寝た子を起こすような研究をしてくれるな」というかたちでの発表にストップがかかったということがありました。

まとめ

研究倫理委員会等を起こすにあたって、研究者と対象者（当事者）の対立という構図に陥ることなく、そして、（手続きに関する）非倫理行動の羅列ではなくて、研究それ自体の主題から倫理性についても積極的に考えるべきであろうということです。リアクティブ（臭いものにフタ）、プロアクティブ（前進的）という言葉を使いますが、今申し上げ

げたような問題というのは、けっこう研究対象それ自体としてもおもしろい話ではあるのです。嫌なことを避けていくという意味ではなくて、積極的にそういうものを審査する過程を公開していく、それを明るく議論していくという場をつくっているような委員会みたいなものがないかということです。

それから、研究というものは、研究者の仕事のように思われますが、実は学生の教育の中にも含まれる問題でありまして、そもそも「研究発表」をすることはどういうことなのかということは非常に重要な教育内容です。学生も巻き込みながら、そういうことを問題にしていきたいと考えています。「発表する」というのは、すでに研究することと同義だと思のですが、学生もあくまでも「研究者」として捉えるべきで、研究入門の1回生にも、ゼミの発表でも僕はそういうことを言っています。そこでは、これ（ゼミ内の発表）は先生からの宿題としてやるのではなくて、「社会に発表する」つもりで責任感を持って言いなさいよねと言います。もちろん、そこで問われる責任性は違いますが、研究倫理というものを、前向きなかたちでこれを取り上げていく方向で、教学も含んだものとしてこれを取り上げる必要があるのではないかと考えます。以上です。

引用文献

望月昭（1997）「コミュニケーションを教えるとは」：小林重雄監修、山本淳一、加藤哲文編『応用行動分析学入門』、第1章。学苑社。

望月昭（2000） 行動分析の立場から表出援助（FTA）を考える。国立特殊教育総合研究所、特別研究報告書、81～93。（<http://www.ritsumei.ac.jp/kic/~mochi/FC.html>）

日本発達心理学会（2000）「心理学・倫理ガイドブック」、有斐閣。

Nozaki & Mochizuki (1995): Assessing choice making of a person with profound disabilities. *The Journal of the Association for Persons with Severe Handicaps*, 20(3),196-201.

坂上貴之(2004) 倫理的行動と対抗制御-行動倫理学の可能性- 行動分析学研究、19(1)、5-17.